

議 長 確認印	
------------	--

議会運営委員会会議録

1 日 時	開会 令和5年2月28日 13:30 閉会 令和5年2月28日 14:55
2 場 所	委員会室
3 出席委員	鈴木 茂、吉田克則、青砥與藏、下重義人、七宮広樹
4 欠席委員	なし
5 出席要求者	副議長、総務課長
6 職務出席者	議長、事務局長、書記
7 付議事件	第1 令和5年第1回埴町議会定例会の運営について 第2 全員協議会の開催について
8 議事の経過	<p>吉田克則副委員長が開会 鈴木茂委員長があいさつ 委員長が進行</p> <p>第1 令和5年第1回埴町議会定例会の運営について</p> <p>(1)町長提出議案等について</p> <p>(総務課長が資料に基づき議案の説明。追加議案2件予定についても説明)</p> <p>委員長：提出議案について、質疑あるか。</p> <p>副委員長：議案第1号は、県から通達がきたことによるものか。</p> <p>総務課長：県条例の見舞金の額と同額である。県内統一になっている。</p> <p>副委員長：議案第3号について、「このほか、(省略) 条例で定めております」とあるが、すでに制定されているのか。</p> <p>総務課長：「定めるものであります」が正しい。訂正する。</p> <p>議長：議案第3号だが、今まで決まったものは説明するのか。</p> <p>われわれ議員は子ども第三の居場所事業の決まった内容・経過を知らないので、条例のみ議決するのはいかがなものか。</p> <p>総務課長：施行規則や要綱はあるが、議会での説明はないと思われる。</p> <p>委員長：新規で大きな事業なので、全員協議会での説明が必要ではないか。</p> <p>総務課長：説明する機会を設けたい。</p> <p>副委員長：議案第4号について、選挙用ビラ枚数は条例の中に説明はあるのか。</p> <p>総務課長：ビラ枚数は公職選挙法に規定されている。条例では単価のみ制定する。</p> <p>委員長：ほか質疑がないので第1は終わる。</p> <p>(総務課長退室)</p> <p>(2)議員発議及び報告について</p> <p>委員長：事務局に説明を求める。</p> <p>(事務局長が説明)</p> <p>副委員長：検察庁の許可は出ているのか。</p> <p>事務局長：出ている。問題ない。</p> <p>(3)一般質問について</p>

委員長：通告者は9名である。事務局に説明を求める。

(通告順に事務局長が一覧を読み上げる)

委員長：意見あるか。

副委員長：鈴木元久議員のマイナンバーカードの質問(9)の「5月末まで」の記載は削除しては。

青砥議員：誤解される恐れがある。

委員長「ポイント付与が付く5月末まで」とすれば問題ない。

事務局長：どういう意図なのか、事務局から本人に確認する。

副議長：「(5)申請当初はマイナポイントが交付されなかった人に対して、今後どのようにしたら交付されるのか伺う」の質問だが、これはできない。総務省が2月末までとはっきり言っている。決まっていることを質問するのはどうか。

事務局長：本人に確認する。

副委員長：青砥議員の公共交通の質問「1月～2月の実証実験」とあるが、実際に行われたのか。周知はされたものなのか。

青砥議員：実施したため質問するものである。対象地区に回覧板で周知して行われた。

委員長：七宮議員の質問多いが、時間内でできるのか。

七宮議員：調整して行うので問題ない。

委員長：その他ないので一般質問通告についてはこれで終わる。

(4) 請願・陳情等について

委員長：事務局に説明させる。

(書記が陳情書3件を受理したことを説明し、意見書提出の有無について協議を求める)

副委員長：請願扱いにするかどうかということだと思うが、陳情でよいのではないか。

委員長：3件とも陳情書扱いでよいか。

(異議なしの声)

(5) 諸般の報告について

委員長：事務局長に説明を求める。

(事務局長が資料に基づき説明する)

委員長：質疑ないので次に。

(6) 会期・日程(案)及び会期中の委員会について

委員長：事務局に説明を求める。

(事務局長が資料に基づき説明する)

委員長：①案、②案どちらにするか。

副委員長：予算決算常任委員会は、休みをはさまず集中して審議した方がよいので①案がよい。

下重議員：予算決算常任委員長の意向もあるので①案がよい。

議長：3月13日の開会が13:15とあるが、13:30がよい。

事務局長：13:30開会と訂正する。

委員長：①案で決定とする。会期は3月7日から15日までの9日間。11日（土）12日（日）は休会。予算決算常任委員会は3月13日の午後と14日とする。

(7)その他

委員長：その他について事務局に説明を求める。

（書記が埴町議会傍聴規則の一部改正について、資料に基づき説明）

（事務局長がコロナ対策について説明）

委員長：今回の議会もマスク着用とする。

（書記が来年度の議会日程について説明）

第2 全員協議会の開催について

委員長：事務局に説明を求める。

（書記が資料に基づき説明。予算審議の方法についても併せて説明）

委員長：その他についてあるか。

七宮議員：追加議案の人事案件の内容は。

事務局長：代表監査委員の人事案件である。

委員長：他にあるか。

事務局長：子ども第三の居場所事業について、3月2日の全員協議会の際に教育委員会から説明を受けることとする。議事日程を追加する。

委員長：その他なければこれで終了する。

副委員長による閉会

埴町議会委員会条例の第27条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議会運営委員長